

譲渡条件

1. 家族全員の同意があること
2. ペット可の建物に住んでいること。完全室内飼いであること
3. 生後三年未満の犬猫を譲渡する場合、原則、飼主は 55 歳以下であること
4. 譲渡前にご自宅にお伺いし、飼育環境を拝見させていただき、後日譲渡動物を自宅にお届けします。これに同意していただける方。
5. 譲渡した動物には必ず避妊去勢手術を施すこと（月齢が達していない等、諸事情により手術をしていない場合）
6. 避妊去勢手術、その他医療費等の費用一部負担に同意していただける方。
7. 月に 1 度、写真付きで近況をお知らせくださる方。
8. 転居、迷子、譲渡動物を手放す際には必ず会へ連絡ください。
9. 譲渡後に会が飼育不可能と判断をした場合、譲渡契約を解消出来ることに同意できる方。

下記の条件に当てはまる方は、お断りさせていただくことがあります。

- ・ 小さなお子さんのいるご家庭。（子犬、子猫、大型犬の場合、また犬の性格によって）
- ・ 長時間お留守にされるご家庭。
- ・ 固定電話番号をお知らせいただけない方。
- ・ 未成年の方。

以下のことを確認してください。（放棄の理由として多いものです。）
このようなことはないでしょうか？これらの変化をある程度予測した上で、一時的な感情ではなく、これからの長い共同生活を「家族」としてすごせますか？

■ 転勤の可能性を考慮してください

「転勤先、社宅などに連れて行かれない」「家族の単身赴任で世話をする人がいなくなった」「経済的に飼育が不可能になった」など

■ 引越し・新築などによる居住環境の変化を考慮してください

「新築した家に傷をつけられるのは困る」「住宅ローンを払わなければならないので飼育が困難になった」「引越し先がペット不可で、実家の庭に繋ぎ飼いしたら無駄吠えする」など

■ 出産・家族のアレルギー・喘息などを考慮してください

「赤ちゃんが生れるので手放したい」「家族にアレルギー患者がいる」「育児に手がかかる時期がある」など

■ 受験や進学・ご両親との同居・お年よりの介護などを考慮して下さい。